

令和5年第3回臨時会

むかわ町議会会議録

令和5年 11月28日 開会

令和5年 11月28日 閉会

むかわ町議会

令和5年第3回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	3

第 1 号 (11月28日)

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	6
事務局職員出席者	7
開会及び開議	8
議事日程の報告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
町長提出事件の概要説明	8
報告第11号の上程、説明、質疑	10
報告第12号の上程、説明、質疑	11
報告第13号の上程、説明、質疑	13
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第48号から議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	16
議案第52号及び議案第53号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	22
閉議及び閉会	29
署名議員	31

むかわ町告示第53号

令和5年第3回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和5年11月28日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

議案第11号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

議案第12号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)

議案第13号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

議 案

議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件

議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第49号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 5 2 号 令和 5 年度むかわ町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 5 3 号 令和 5 年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	栗原健一	議員	2番	伊藤恵美	議員
3番	古内みゆき	議員	4番	奥野恵美子	議員
5番	東千吉	議員	6番	佐藤守	議員
7番	中島勲	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
11番	北村修	議員	12番	津川篤	議員
13番	野田省一	議員			

不応招議員（なし）

令和5年第3回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和5年11月28日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第11号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 6 報告第12号 専決処分報告に関する件
(損害賠償の額の決定に関する件)
- 第 7 報告第13号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 8 議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件
- 第 9 議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第10 議案第49号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第11 議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 第12 議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案
- 第13 議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）
- 第14 議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

2番	伊藤恵美	議員	3番	古内みゆき	議員
4番	奥野恵美子	議員	8番	大松紀美子	議員
9番	三上純一	議員	10番	小坂利政	議員
12番	津川篤	議員	13番	野田省一	議員

欠席議員（5名）

1番	栗原健一	議員	5番	東千吉	議員
6番	佐藤守	議員	7番	中島勲	議員
11番	北村修	議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	成田忠則
支所長	藤江伸	会計管理者	八木敏彦
総務財政課長	石川英毅	総務財政課参事	柴田巨樹
総務財政課主幹	三上祐	情報防災対策室長	梅津晶
町民生活課長	佐々木義弘	町民生活課主幹	小坂僚介
町民生活課主幹	松本和香	保健介護課長	菅原光博
保健介護課主幹	高橋佳香	保健介護課主幹	加藤こずえ
福祉・子育て課長	熊谷伸一	福祉・子育て課主幹	谷川功一
経済建設課長	大塚治樹	経済建設課参事	江後秀也
経済建設課参事	菊池功	経済建設課主幹	佐藤琢
企画町民課長	吉田直司	企画町民課主幹	矢野優子
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	西幸宏

生涯学習課 主幹	澤田 健	選挙管理委員会 事務局 局長	石川 英毅
農業委員会 事務局 局長	東 和博	農業委員会 支局 局長	宮村 敦嗣
監査委員	数矢 伸二		

事務局職員出席者

事務局 局長	今井 巧	主 査	酒卷 早苗
--------	------	-----	-------

◎開会及び開議の宣告

○議長（野田省一君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回むかわ町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（野田省一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野田省一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、古内みゆき議員、4番、奥野恵美子議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（野田省一君） 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（野田省一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第137号のとおりですので、御了承を願います。

◎町長提出事件の概要説明

○議長（野田省一君） 日程第4、町長提出事件の概要説明を行います。

町長から提出事件の概要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、報告3件、議案7件でございます。

報告第11号 専決処分報告に関する件は、公用車で走行中に発生した住宅の損害に対し、損害賠償の額を決定し、令和5年10月19日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第12号 専決処分報告に関する件は、公用車で走行中に発生した車両の損害に対し、損害賠償の額を決定し、令和5年11月16日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

報告第13号 専決処分報告に関する件は、工事請負契約の締結につきまして、設計変更が生じ契約金額を変更したため、令和5年11月22日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件は、発生鋼材の売却契約につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案は、本年8月7日の人事院勧告の内容に基づき、職員の月例給及び期末・勤勉手当について改正するほか、併せて常勤の特別職及び議会議員の皆様の期末手当について改正をしようとするものであります。

議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）、議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

なお、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における住民税非課税世帯への経済対策支援につきましては、国会の予算成立後速やかに12月定例会に関係予算を提案することで今準備を進めているところでございますので、申し添えたいと思います。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（野田省一君） 町長提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長提出事件の概要説明を終わります。

◎報告第11号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第5、報告第11号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

梅津情報防災対策室長。

〔梅津 晶情報防災対策室長 登壇〕

○情報防災対策室長（梅津 晶君） 報告第11号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案集1ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件につきまして、地方自治法第180条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は40万2,201円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

経過の概要につきましては、令和5年9月11日、町内洋光90番地1付近の教職員住宅において、本町職員が運転する公用車が後進中、相手方住宅に接触し相手方住宅壁面に損傷を与えたものでございます。

町側の過失割合は100%で、令和5年10月19日に示談が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第2号の規定により、同日付で専決処分したものでございます。

以上、報告第11号の説明を終わります。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第11号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第6、報告第12号 専決処分報告に関する件（損害賠償の額の決定に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

[三上 祐総務財政課主幹 登壇]

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第12号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は、損害賠償の額の決定に関する件でございまして、令和5年6月17日に町道美幸松風1号を車両にて走行中、小口径マンホールの蓋を車両が乗り上げた際に走行車両に損害を与えたことから示談成立に向け、地方自治法第181条第1項の規定に基づき、令和5年11月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

損害賠償の額は53万446円、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございまして、専決処分日と同日付で示談が成立し、町が加入する全国町村会総合賠償保険により全額支払わせる手続を終了してございます。

なお、原因となった箇所につきましては速やかに現場を確認し、再発防止の対応をさせていただきます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第2項に規定する1件の金額が200万円以下の損害賠償であるため、専決処分をしたものでございます。

以上で報告第12号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） マンホールの蓋に乗り上げたということなんですけれども、これは誰でもというか、いつでも乗り上げて走りますよね。乗り上げて外れたものは、当然、ちゃんと処置をしたというお話なんですけれども、どうして乗り上げて外れたのか、またほかに、

町道の中にそういう箇所がないのかという点検をしなければいけないと思うんですけども、その辺についてはどのように対処されていますか。

○議長（野田省一君） 佐藤経済建設課主幹。

○経済建設課主幹（佐藤 琢君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

小口径マンホールというのは地中に塩化ビニール製のマンホールがございまして、それから塩化ビニール製の立ち上げ管がございまして、それを地表のところで铸铁管のマンホールのハット型の蓋で防護しているという状態になっております。

今回、その内側の立ち上げ管がその蓋に干渉しまして、蓋のほうが完全に閉まらないような状態になっていたところでございます。

当然そのところは、その事故の後すぐ修繕をいたしまして、また、全町内を調査もしまして、不具合があるところはすぐ修繕をし、その後に、立ち上げ管が起因している、原因になっているものですから、その立ち上げ管も小口径マンホール全てのところで下げられるところまで下げて修繕を終了しているところでございます。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

9番、三上議員。

○9番（三上純一君） 専決処分の内容について、細かい部分というのはいろいろあるんですけども、特にこの専決処分の損害賠償に関しては、令和5年に入ってから結構頻度が高いように感じております。その辺、庁舎内の中でもいろいろと協議されているんだろうと思いますけれども、改めてどのように捉えているか、1点だけ伺っておきます。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうでお答えをさせていただきます。

特に公用車における事故の部分がやはり数件起きているということでございまして、この件につきましては、常々、私どもも安全運転の注意ということで職場の中においての周知徹底を図っているところでございます。

一方、公共施設における不具合による今回のこういった損害の部分についても、日頃の点検を十分行うということで、今後とも適正な事務に努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第12号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎報告第13号の上程、説明、質疑

○議長（野田省一君） 日程第7、報告第13号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題といたします。

本件について報告を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 報告第13号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

本件は、令和5年6月22日開会の令和5年むかわ町議会第2回定例会におきまして議決をいただきました旧鷺川消防支所解体工事に係る請負契約につきまして、設計変更に伴い契約金額を変更する必要があったことから、地方自治法第181条第1項の規定に基づき、令和5年11月22日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、概数としていた工種に係る数量の確定等によるものでございまして、議決いただきました契約の金額の事項中1億560万円に46万2,000円を追加いたしまして、1億606万2,000円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更であるため、専決処分をしたものでございます。

以上で報告第13号の説明を終わらせていただきます。

○議長（野田省一君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第13号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第8、議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書7ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第3条に規定する予定価格が2,000万円以上の動産の売払契約であることから、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の1ページを併せてお開き願います。

売払動産の概要につきましては、発生鋼材売却でございます。

本売却は、JR日高線跡地の撤去した鉄道レール予定数量488トンの鋼材売却でございます。11月15日執行の指名競争入札の結果、入札金額3,269万6,000円、税込み金額3,596万5,600円で苫小牧市字弁天504番地の17、株式会社マテック苫小牧支店に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

なお、予定価格につきましては税抜き1,952万円、税込み2,147万2,000円で、11月17日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第47号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） レールの販売価格ということで、枕木もありましたよね。枕木はどうなったのかということと、あと、そのまま砂利を敷いたままになっているんですけども、その辺の活用などについてはまだ分かりませんか。

○議長（野田省一君） 江後経済建設課参事。

○**経済建設課参事（江後秀也君）** 私のほうからレールの売却、枕木または今後の活用計画についてお答えいたします。

まず現在、レールを販売するというところでまず進めてきておりました。枕木につきましては、今後の課題としまして、新年度に向けまして検討していきたいかと考えております。

また、跡地活用につきましては、現在のところまだちょっと未定でございますので、それも今後の課題というところで、いろいろ検討した中でお示ししたいかと思っております。

以上でございます。

○**議長（野田省一君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、小坂議員。

○**10番（小坂利政君）** この説明書でいきますと、予定価格が1,952万円で決定金額3,200万円、非常に高い結果が出たなというふうに喜んでいるんですが、当初の見積りの段階で、何を参考にして予定価格というのを決められておったのか伺いたいと思っておりますし、今、8番議員からの質問の中にありました、現在の予定地というか跡地の利用というのは全く今考えてられないということなんでしょうか。

それとも、ちらっとうわさで聞いたんですが、産業道路というか、汐見周辺の運搬道路というのかな、それらに活用するとかという話をちらっと聞いたような気するんですけども、そういう予定は全くないという理解でよろしいんでしょうか。

○**議長（野田省一君）** 江後経済建設課参事。

○**経済建設課参事（江後秀也君）** 今回のレールの売却についての見積り、予定価格の算出におきましては、今回の記載しております指名業者4業者より、当初まず見積りを取って、その中の一番高い価格にて予定価格を算出しております。

その後入札で、いざ勝負という形なんですけど、ここにおきましてはそれぞれ業者さんにおきまして入札競争という中で、当初の予定の見積りより高くという形で入札を行った結果としまして、今回の売却の価格の形となっております。

また、跡地の利用につきましては、道路関係におきましても、これからまずレール等を取った形ですので、活用に関しましては、またいろいろと町の計画等も絡んできますので、今の段階では今後の課題とする形での検討を進めていきたいかと考えております。

以上でございます。

○**議長（野田省一君）** ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第47号 動産の売払契約の締結に関する件を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号から議案第51号の一括上程、説明、質疑、討論、採
決

○議長（野田省一君） 日程第9、議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案から日程第12、議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案までの4件を一括議題といたします。

議案第48号から議案第51号までの4件について提案理由の説明を求めます。

柴田総務財政課参事。

〔柴田巨樹総務財政課参事 登壇〕

○総務財政課参事（柴田巨樹君） 議案第48号から議案第51号まで関連がございますので、一括して提案内容を御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、本年8月7日の人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律等が可決決定されましたことに伴い、支給する給与の算定基準や調整方法を改めるため、関係条例の整備を行うものでございます。

説明の都合上、議案説明資料3ページ、給与等改定の概要により御説明をいたします。

初めに、議案第48号、一般職の任期付職員につきましては、引用する条項を改めるほか、適用する給料表につきまして改正をするものでございます。

次に、議案第49号、一般職の職員の給与改定でございますが、人事院の調査におきまして民間給与との間に格差が生じていることを踏まえ、給料表を改定し月例給を引き上げるものでございます。

民間との給与比較を行っております行政職給料表（１）において平均1.02%引き上げるもので、また、民間の初任給との間に差があることから高卒採用職員につきまして1万2,000円引き上げ、大卒採用職員の初任給につきまして1万1,000円引き上げる改定を行い、若年層に重点を置きつつ、全職員が在職する号俸につきまして改定を行うものでございます。

行政職給料表（１）以外の給料表につきましても、行政職給料表（１）との均衡を基本に所要の改定を行うものでございます。

次に、期末手当・勤勉手当の支給月数の改定でございます。

期末手当・勤勉手当につきましては、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、一般職の支給月数を0.10月引き上げ、4.40月を4.50月に、定年前再任用短時間勤務職員にあっては0.05月引き上げ、2.30月を2.35月とするものでございます。

支給月数の引上げ分につきましては、期末手当と勤勉手当に配分し、一般職につきましては、12月期の期末手当を0.05月引き上げ、1.20月を1.25月に、勤勉手当を0.05月引き上げ、1.00月を1.05月に、定年前再任用短時間勤務職員につきましては期末手当を0.025月引き上げ、0.675月を0.70月に、勤勉手当を0.025月引き上げ、0.475月を0.50月とするものでございます。

なお、令和6年度以降におきましては、6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当を均等に配分するよう、一般職の期末手当を6月期及び12月期それぞれ1.225月に、勤勉手当をそれぞれ1.025月とし、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当を6月期及び12月期それぞれ0.6875月に、勤勉手当をそれぞれ0.4875月とするものでございます。

次に、説明書4ページをお開き願います。

議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案についてでございます。

先ほど御説明申し上げました一般職の職員の期末手当・勤勉手当と同様の支給割合とするため、支給月数を0.10月引き上げ、4.40月を4.50月に改定するものでございます。

支給月数の引上げ分につきましては、本年12月期の期末手当を0.10月引き上げ、現行の2.20月を2.30月に、令和6年度以降におきましては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分し、それぞれ2.25月とするものでございます。

続きまして、説明資料5ページから新旧対照表でございます。

初めに、議案第48号、むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例についてでございます。

まず、第1条中引用する「地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法第24条第5項」に改め、第6項に規定する給料表を記載の金額に改めるものでございます。

続きまして、7ページ、職員の給与に関する条例でございます。

初めに、改正する条例案第1条に関するものでございます。

むかわ町職員の給与に関する条例第26条の期末手当に関する規定でございますが、同条第2項で支給割合「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合「100分の67.5」を「100分の70」に改めるものでございます。

次に、第29条の勤勉手当に関する規定でございますが、同条第2項第1号の支給割合「100分の100」を「100分の105」に、同項第2号定年前再任用短時間勤務職員の支給割合「100分の47.5」を「100分の50」に改めるものでございます。

なお、第4条関係になります別表第1の行政職給料表（1）及び行政職給料表（2）、別表第2の医療職給料表（1）及び医療職給料表（2）につきましては、新旧対照表より除かせていただいておりますので、御了承願います。

続きまして8ページ、むかわ町職員の給与に関する条例の改正条例案第2条に関するものでございます。

第26条の期末手当でございますが、同条第2項で支給割合「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項で定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

次に、第29条の勤勉手当でございますが、同条第2項第1号の支給割合「100分の105」を「100分の102.5」に、同項第2号定年前再任用短時間勤務職員の支給割合「100分の50」を「100分の48.75」に改めるものでございます。

次に、説明資料9ページ、議案第50号、むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の新旧対照表でございます。

初めに、改正条例案第1条に関するものでございます。第4条の期末手当でございますが、同条第1項の支給割合「100分の220」を「100分の230」に改めるものでございます。

続きまして、第2条に関するものでございます。

第4条の期末手当でございますが、支給割合「100分の230」を「100分の225」に改めるものでございます。

次に、説明資料11ページ、議案第51号、むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表でございます。

第5条の期末手当でございますが、改定内容につきましては、先ほどの議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の改正条例案第1条及び第2条と同じ内容でございますので、ここでの説明は省略させていただきます。

それでは、議案をお開き願いたいと思います。

議案書9ページでございます。

議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

先ほど説明資料で御説明申し上げましたとおり、第1条中、引用する「地方公務員法第24条第6項」を「地方公務員法第5項」に改め、第6条第1項中の給料表を改めるものでございます。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案書11ページ、議案第49号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条中の第26条関係は期末手当について、第29条関係は勤勉手当に関する改正案でございます。

次に、別表の改正でございます。

改正後の別表第1及び別表第2の給料表につきましては、議案書11ページから27ページまで掲載をしておりますので、後ほどお読み取りいただきたいと思います。

議案書27ページ、改正条例案第2条につきましては、先ほどと同様に第26条の期末手当、第29条の勤勉手当の改正でございます。

附則につきましては、附則第1項で公布の日から施行としておりますが、ただし書第2条の改正規定は、令和6年4月1日から適用するものでございます。

また、附則第2項では第1条の改正規定のうち、改正後の別表第1及び別表第2につきましては、令和5年4月1日から適用し、附則第3項は改正後の第26条第2項及び第3項の期末手当並びに第29条第2項第1号及び第2号の勤勉手当は、令和5年12月1日から適用するものでございます。

続きまして、議案書29ページ、議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のもの給与に

関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第4条の期末手当の改正でございます。

附則につきまして、第1項で公布の日から施行としておりますが、ただし書き第2条の改正規定は令和6年4月1日から、第1条の改正規定は令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

続きまして、議案書31ページ、議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

改正条例案第1条及び第2条につきましては、いずれも第5条の期末手当の改正でございます。

附則につきまして、第1項で公布の日から施行としておりますが、ただし書き第2条の改正規定は令和6年4月1日から、第1条の改正規定は令和5年12月1日から適用しようとするものでございます。

以上、議案第48号から議案第51号まで一括して提案内容を御説明申し上げました。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第48号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第48号の質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第49号の質疑を終わります。

次に、議案第50号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第51号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第48号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第48号の討論を終わります。

次に、議案第49号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第49号の討論を終わります。

次に、議案第50号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第51号の討論を終わります。

これから議案第48号から議案第51号までの4件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第48号 むかわ町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 むかわ町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 むかわ町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 むかわ町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号及び議案第53号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野田省一君） 日程第13、議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）及び日程第14、議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

議案第52号及び議案第53号の2件について提案理由の説明を求めます。

三上総務財政課主幹。

〔三上 祐総務財政課主幹 登壇〕

○総務財政課主幹（三上 祐君） 議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）及び議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の2件を一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書は33ページをお開き願います。

本補正につきましては、令和5年8月の人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正につ

きまして先ほど御決定いただきました議案第48号から議案第51号に関するもので、今後、改定後の額を支給するに当たり、既定額に不足が生じる事務事業に係る予算を追加及びそのほか各種事務事業の推進に必要な経費を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額に1,101万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ96億9,373万3,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書34ページから35ページの第1表歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出の事務事業内容を説明した後に、特定財源がある事務事業につきましては歳入も併せて御説明申し上げます。

1款1項1目10番、議員報酬等の30万5,000円及び20番、議会活動事務の14万1,000円、3款1項1目590番、社会福祉一般事務の9万6,000円及び予算説明書5ページ下段、9款4項5目970番の2、放課後子どもセンター管理運営事務総合支所の85万4,000円及び予算説明書6ページ、12款1項1目2520番、給与費の750万円の追加につきましては、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正により報酬、給料、職員手当等をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、予算説明書5ページにお戻りいただき、4款1項1目1000番、母子保健推進事業の83万2,000円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料13ページ、不妊治療等助成事業の概要により御説明申し上げます。

1の制度概要等でございますが、今般、北海道において保険対象外の不妊治療に係る先進医療として実施される治療費及び通院交通費の一部助成事業が開始されたことに伴い、町負担分のほか自己負担分につきましても、町独自で助成することで子どもを望む夫婦の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するための経費を追加するとともに、あわせて、先進医療を伴わない保健診療に係る交通費につきましても、現行予算内において町独自助成を行うものでございます。

本事業の対象者及び事業経費等につきましては、説明資料の2以降に記載のとおりでございますので、御確認くださいますようお願い申し上げます。

なお、本事業に係る財源につきましては、予算説明書3ページの歳入15款2項3目、保健衛生費補助金、不妊治療等助成事業補助金（先進医療分）として28万7,000円を追加してご

ございます。

続きまして、予算説明書5ページにお戻りいただき、6款1項4目1580番、特産物振興対策事業の62万円の追加につきましては、別に配付してございます議案説明資料15ページ、ししゃも加工販売支援事業の概要により御説明申し上げます。

1の目的でございますが、今シーズンのししゃも漁休漁に伴う加工販売業者への影響を考慮し、今後のししゃも資源回復を願いながら、この時期に我が町を訪れると、おいしい旬のししゃもが購入できるよう努めている加工販売業者製品の販売支援をするため、2の事業概要に記載のとおり、町内加工販売業者が加工したものを統一した価格で北海道内発送限定で販売し購入を促進するため、町による送料の負担を含めた事業委託経費を追加するものでございます。

予算説明書6ページをお開きいただき、14款1項1目2530番、予備費の66万6,000円の追加につきましては、緊急的に支出を要するため充用したことから、当初予算額1,000万円に復元するため追加するものでございます。

予備費を充用した内容につきましては、商工会館における暖房費の緊急修繕に係る必要経費として13万9,000円、スズメバチ駆除件数の増加に伴う必要経費として21万6,000円、農林水産課所管公用車のブレーキ故障に伴う緊急修繕に係る必要経費として31万1,000円を充用したものでございます。

続きまして、歳出予算の財源で説明申し上げていない歳入を御説明申し上げます。

予算説明書3ページの歳入19款1項1目、前年度繰越金につきましては、本補正予算における歳入歳出の財源調整として1,072万7,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書37ページをお開き願います。

本補正につきましては、保険事業勘定補正予算第1号でございまして、先ほど御説明申し上げました議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）と同様、人事院勧告の内容に準拠した関係条例の改正に伴う予算の追加及び資格喪失者に対する過年度分の国民健康保険税の更生に伴い、年度内に見込まれる費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、保険事業勘定における既定の歳入歳出の総額に145万2,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ11億8,988万5,000円とするもので、補正する款項及び補正

額の金額は、議案書39ページ、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別に配付してございます令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書、保険事業勘定補正予算第1号により御説明申し上げます。

予算説明書4ページ、歳出から御説明申し上げます。

5款3項1目、レセプト点検強化事業の15万2,000円の追加につきましては、関係条例の改正に伴う会計年度任用職員の報酬及び職員手当等などの経費を追加するものでございます。

続きまして、7款1項1目、一般被保険者保険税還付金の130万円の追加につきましては、資格喪失者に対する過年度納付済の国民健康保険税の減額更生により見込まれる保険税の還付金として追加するものでございます。

なお、本補正に係る財源につきましては、全額、予算説明書3ページ、前年度繰越金でございます。

以上で、議案第52号及び議案第53号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野田省一君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順といたします。

各会計とも、質疑をされるときは、ページ数及び款項目節、または事業番号を指示の上、質疑を願います。

議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書、別冊事項別明細書1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 5ページの1580の特産物振興対策事業についてなんですが、ししゃもが休漁するというので、新聞報道で、町長が何らかの関連する業者に対する支援をいたしますという報道がありましたので、どのような支援になるのかと期待をしておりました。

それで、今回は加工販売というところにとどまっているんですけども、ししゃもを扱うお店としては加工業者のみならず、飲食業の方々も非常に影響を受けていると。この辺についての議論はなかったのか。また今後、別な形でそういった方々への支援は考えていないのかについて伺います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 私のほうからお答えしたいと思います。

今回のししゃも加工販売支援事業の取組につきましては、むかわ町商工会のほうからの要望を受けまして、どういう策をまず講じたらよいのかということで予算の提案をさせていただいたところでございます。

今シーズン休漁に伴いまして、10月以降、町に訪れる観光客が激減している中、もちろん加工販売業者はそうですが、それに伴いまして、町内の飲食店の利用も減っている状況ということをお伺っております。

まず施策としましては、今回、加工販売業者の対策を講じた後に、今後、商工会と協議しながら、影響を受ける飲食店等の情報を得ながら必要な対策は講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 飲食店の方々へも今後考える、実施されるということで確認しているんですか。行われるということで確認しているんですか。

それから、対象となる加工業者、どのぐらい、何社というふうに考えていらっしゃるんですか。インターネットで注文しかできないということで、これは例えば、何社あるうちに全てがそうなのか、その辺対象となる業者というのはどのように見えていますか。2点について伺います。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） まず飲食店業への対策でございますが、先ほど答弁したとおり、商工会と町と協議しながら、必要な状況であれば町として対策を講じていかなければならない、そうなったときには内容を協議して講じていくということでございますので、今の段階で何かをやるということをお話しできる段階ではないということをお理解いただきたいというふうに思います。

続きまして、加工販売業者の関係でございます。

資料の15ページです。予算説明書資料の15ページに記載している内容の事業を今後展開する予定でございます。

対象となる加工販売業者につきましては、現在4社を予定しております。

4社の加工販売するししゃもを各100セットずつ、合計400セットを道内発送限定でインターネット販売する予定でございます。

インターネット販売につきましては、町のほうでホームページを活用するほか、その販売事業に関しましては、委託で行いたいというふうに考えております。

委託事業社が活用する通販サイトを利用して道内に販売を呼びかける、その情報を加工事業者さんのほうに引継ぎまして、発送につきましては各事業者さんから購入された方にお届けをするという内容でございます。

想定の加工事業者数につきましては4事業者でございます。

○議長（野田省一君） 8番、大松議員。

○8番（大松紀美子君） 御答弁最後までいってないんですけども、何社があって、4社と言っていましたでしょう。町内で加工販売する業者は何社で、インターネットを使える業者は何社ですかと聞いているんです、私。

4社が、販売する業者が4社あって、その4社の方が全部この事業に参画できるということですかということを聞いています。

それから、商工会と協議したときに、ししゃもが休漁になったことで加工業者の方々だけが影響を受けると言われたんですか。飲食店組合の方との協議とはないんですか。商工会と協議したときに、飲食店の方も影響を受けているというようなことはなかったんですか。

加工業者だけが影響を受けているというお話だったんですか。それは片手落ちではないんですか。その辺ははっきりしてください。

○議長（野田省一君） 菊池経済建設課参事。

○経済建設課参事（菊池 功君） 3回目になりますので、丁寧にお答えしていきたいと思えます。

町内の加工業者につきましては5社です。新物を取り入れて加工販売する業者は5社でございます。

5社につきまして、この事業を組み立てる段階でヒアリングを行いまして、対応が可能な業者ということで、4社で今回取り組む内容でございます。

インターネット販売につきましては、町が委託する事業者の通販サイトを活用して販売し、購入申込みがあった場合につきましてはそれぞれの事業者で発送するという、これは先ほど答弁した内容と同じでございます。

なので、各事業者の通販サイトではなくて、町が委託する事業者の通販サイトを活用するということでございますので、御理解をお願いします。

それと、商工会との協議の中では、先ほども触れましたが、10月以降、町に訪れる観光客が減って飲食店も影響が出ているという話を聞いております。話をしております。

ですが、その対策につきましては、すぐ施策を講じられる内容かどうかを含めまして、今

後、商工会との意見交換をしながら、必要であれば講じていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

○議長（野田省一君） 成田副町長。

○副町長（成田忠則君） 私のほうから、飲食業の関係の部分についてお答えをしたいと思います。

今、国のほうで経済対策の補正予算を審議中でございます。間もなくまとまるのかなというふうに思っています。これが国会の法案、補正予算が成立した後に、私どもも経済対策の中の一環として飲食業の支援というものも、商工会とよくよく相談をしながら支援をしてまいる形で検討していきたいというふうに思っております。

ただ、12月の定例会に間に合わない場合については臨時議会も開催をしながら、そういった対策も講じていきたいということでございますので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（野田省一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり33ページから35ページまでの予算総則、第1表歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する別冊説明書、保険事業勘定補正予算（第1号）事項別明細書1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり37ページから39ページまでの予算総則、第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 質疑なしと認め、議案第53号の質疑を終わります。

これから議案第52号及び議案第53号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第52号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第52号の討論を終わります。

次に、議案第53号について原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 討論なしと認め、議案第53号の討論を終わります。

これから議案第52号及び議案第53号の2件を採決いたします。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第52号を採決します。

お諮りします。

議案第52号 令和5年度むかわ町一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号を採決いたします。

お諮りします。

議案第53号 令和5年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野田省一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（野田省一君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回むかわ町議会臨時議会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時10分